

- 「社会福祉施設等施設整備費補助金」における国土強靱化対策の補助対象事業について、以下のとおり明確化しています。
- **通常の整備と比較し、優先的な採択が可能**ですので、積極的な活用をお願いします。
- 詳細は各都道府県・指定都市・中核市宛事務連絡「令和8年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る追加協議等について」をご参照ください。

《》耐震化整備

- ① 新耐震基準施行日（昭和56年6月1日）前に建設された障害福祉サービス事業所等の**改築、大規模修繕等**
- ② 新耐震基準施行日（昭和56年6月1日）前に建設された障害福祉サービス事業所等から、新耐震基準を満たす別の建物への**移転改築**
- ③ 新耐震基準施行日（昭和56年6月1日）前に建設された障害福祉サービス事業所等の廃止と一体的に実施される事業所等の**創設**（「廃止と一体的に実施される創設」であれば、同一敷地内でない場合も対象となります。）
- ④ 新耐震基準施行日（昭和56年6月1日）前に建設された障害者支援施設等の改築に当たり、障害者支援施設等の**入所定員を削減し、共同生活援助（グループホーム）事業所や短期入所（ショートステイ）事業所の整備**を一体的に行う場合

⚠ 留意点

- ・ 建物の躯体（骨組み）に手を入れない「大規模修繕等」の場合、天井等非構造部材の落下防止対策、地震被害の防止・軽減につながる老朽化対策など、耐震化につながる内容に限ります。
- ・ 1回の工事で、耐震化整備と合わせ、強靱化対策に該当しない内容の工事を実施する場合も、補助対象となります。
- ・ ①～④のいずれも、過去に耐震化整備を完了している場合は補助対象外となります。



ブロック塀の改修

- 安全点検の結果行方、崩落などの危険性がある**ブロック塀（組積造又はコンクリートブロック造）**の改修



水害対策強化

- 対象区域（※）に所在する障害福祉サービス事業所等で行われる、**水害対策のための施設整備事業**
（※）「災害危険区域」「土砂災害警戒区域」「洪水浸水想定区域」等を想定していますが、それらの区域に該当するかどうかは、所在する市町村等にお尋ねください。なお、それらの区域に該当しない場合も、水害対策につながる内容であれば補助対象となる場合があります。

⚠ 留意点

- ・エレベーターやスロープ、避難スペースの設置等は、水害からの迅速な避難に役立つ内容のため、補助対象となります。これらは、平時のバリアフリー化にもつながることに加え、比較的短期間での整備が可能ですので、積極的なご活用をお願いします。
- ・その他、次の整備内容も補助対象となります。
 - 備蓄倉庫や給水装置の設置
 - 止水板等の設置
 - 非常用自家発電設備の浸水の危険性が少ない場所への移設
 - 対象区域からの移転改築
- ・1回の工事で、水害対策強化と合わせ、強靱化対策に該当しない内容の工事を実施する場合も、補助対象となります。



非常用自家発電設備の整備

- ① 一定年数を経過して使用できない状態となり、改修が必要となった**非常用自家発電設備の改修工事**
(燃料貯蔵用のタンクの設置等も含みます)
- ② 土砂災害等に備えた障害福祉サービス事業所等の**一部改修に伴う非常用自家発電設備の整備**
- ③ 太陽光等の再生可能エネルギーによる自家発電設備の導入、電気自動車の充電スタンド設置等、**多様なエネルギーを活用した電源確保に伴う整備**

⚠ 留意点

- ・再生可能エネルギーによる自家発電設備や電気自動車の充電スタンド等の整備等は、平時にも活用可能であることに加え、比較的短期間での整備が可能ですので、積極的なご活用をお願いします。
- ・「防災基本計画」において、社会福祉施設等は発災後72時間分の電源の確保が努力義務とされていることから、72時間分の電源の確保を可能とする整備を優先的に採択することとしています。
- ・非常用自家発電設備が設置されていても、既存設備で72時間分の電源が確保できない場合は、その設備の改造や、別の自家発電設備の整備を行うことも補助の対象となります。
- ・設置場所は、津波や水害、土砂災害等に備え、屋上等の浸水のおそれの低い場所等、災害時に確実な稼働が見込まれるようお願いします。
- ・1回の工事で、非常用自家発電設備の整備と合わせ、強靱化対策に該当しない内容の工事を実施する場合も、補助対象となります。